

# 1 議 事 日 程（初日）

〔平成17年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成17年12月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  |        | 会期の決定  |
| 日程第3  |        | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 議案第70号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第5  | 議案第71号 | 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第6  | 議案第72号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第7  | 議案第73号 | 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第8  | 議案第74号 | 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について                            |
| 日程第9  | 議案第75号 | 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について                    |
| 日程第10 | 議案第76号 | 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について                        |
| 日程第11 | 議案第77号 | 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について                      |
| 日程第12 | 議案第78号 | 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について                          |
| 日程第13 | 議案第79号 | 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について                         |
| 日程第14 | 議案第80号 | 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について                                |
| 日程第15 | 議案第81号 | 市道路線の廃止について  |
| 日程第16 | 議案第82号 | 市道路線の認定について  |
| 日程第17 | 議案第83号 | 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について                        |
| 日程第18 | 議案第84号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第19 | 議案第85号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第20 | 議案第86号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第21 | 議案第87号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第22 | 議案第88号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福                       |

岡崎市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 日程第23 議案第89号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第90号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第25 議案第91号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第26 議案第92号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少に関する協議について
- 日程第27 議案第93号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第28 議案第94号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第29 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について
- 日程第30 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第31 議案第97号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第98号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第100号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第101号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第102号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第103号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第104号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第105号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第106号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第43 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第44 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

日程第45 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
-----	------	----	-----	-----	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	福祉課長	新納照文
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	花田敏浩
書記	満崎哲也

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成17年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

13番、清水章一議員

14番、佐伯 修議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第70号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第70号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成17年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え、公私とも大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところ1か月となりましたが、この1年を振り返ってみますと、今年も国内外において様々な自然災害、事故、事件等が後を絶たず、厳しい1年ではなかったかと思えます。3月20日に発生しました福岡県西方沖地震をはじめ、9月には台風14号が九州地方を直撃し、大きな被害をもたらしております。また、国外におきましても、パキスタンの大地震やアメリカのハリケーン襲来などにより、多くのとうとい人命が失われるなど甚大な被害が発生しており、改めまして自然災害の恐ろしさを痛感したところでございます。

事故としましては、4月25日に兵庫県尼崎市の列車脱線事故により、通勤通学者合わせて100名を超える死者を出すという痛ましい事故も起きました。市民生活の安全が脅かされていることは、まさに憂慮すべきことだと感じております。ここに改めまして、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りしたいと思えます。

さて、本市においてでございますが、先ほども述べました福岡県西方沖地震では震度4を記録し、負傷者4名、住家の半壊1棟、一部損壊173棟、文教施設被害5か所などの被害を受けました。公共施設につきましては、その復旧を終えたところでございますが、一昨年のもう豪雨災害以来、相次ぐ自然災害に対し、今後もあらゆる災害に強いまちを目指し、様々な取り組みを行ってまいりたいと思えます。

今年も市民の皆様にお誓いいたしました諸施策の実現に向けた様々な取り組みを行ったところでありますが、今年は何といいましても、100年来の願いでありました九州国立博物館が、東京、京都、奈良に次ぐ4番目の国立博物館として、ここ太宰府市に開館いたしましたことが大きな出来事でございます。何度も申し上げますが、先人たちの長きにわたる官民一体となった運動の結実したたまものであり、その熱意とご努力に敬意を表しますとともに感謝申し上げます。10月16日の開館以来、県内外をはじめ多くの方々に訪れていただき、当初の入館見込み数を大幅に超えるうれしい誤算となっております。しかしながら、これに伴いまして、土、日曜日にかかわらず平日においても正月並みの来訪者で博物館周辺はにぎわっており、道路渋滞などの開館後の課題も見えてまいりました。今後、県などと協議していき、本市としましてもできる限りの対応を図ってまいりたいと考えております。

去る11月21日でございますが、議員各位にもご出席をいただきまして、歴史的に本市と共通点が多い宮城県多賀城市と友好都市盟約宣言を行い、友好都市として協定書の締結を行いました。今後は、両市の市民をはじめとした様々な交流を通じまして、先人たちが残された数多くの文化財に学び、魅力ある個性豊かなまちづくりの推進に生かしてまいりたいと考えております。

来年も「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に取り組み、国立博物館を核に歴史的な文化遺産と観光の振興、地域コミュニティがそれぞれ調和した新しいまちづくりを目指してまいります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、公の施設に係る指定管理者の指定1件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、県内市町村の合併に伴う組合規約の協議12件、条例の制定2件、条例の一部改正15件、補正予算10件、合わせて42件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本年8月15日に出されました人事院の給与勧告に基づきまして、国家公務員の給与等に関する改正法案が国会に提出され、先般の特別国会において10月28日に成立したところであります。

本件は、2年ぶりのマイナス勧告となっておりますが、本市におきましても国家公務員の例に準じた内容で改正を行うものであります。

改正の内容は、本日12月1日から一般職の職員の給与月額を平均で0.3%引き下げ、配偶者に係る扶養手当の金額を現行の1万3,500円から500円引き下げて1万3,000円とし、12月の勤勉手当の支給割合を現行の0.7月分から0.05月分引き上げて0.75月分とします。

なお、平成18年度以降の勤勉手当につきましては、この0.05月分を6月と12月に振り分けてそれぞれ0.725月分といたします。

また、本年4月から11月までの官民格差相当分につきましては、12月の期末手当で調整することといたしております。これにより、平均年間給与は2,000円の減額となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第70号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この職員給与が毎年ずっと引き下げられておりますが、何年間引き下げられてきてるのか。それから、人事委員会がありませんから、当然国の人勤をそのまま地方自治体が国に準じて行っておるようですが、ラスパイレス指数というか、現在この太宰府市の、国の基準から見てラスパイレスがどうなってるのか。それから、昨日県下の自治体では豊津町がこの人勤を否決いたしました。こういう職員給与の引き下げをすることは好ましくないという状況がありますが、現在この人勤に従わなかった自治体がそちらの方ではどのくらいあるのかを確認いただきたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、給与の引き下げといいますが、プラスになったときもあるし、マイナスになったときもございます。過去、マイナスになった年は2回ございまして、今回で3回目というふうになります。もう一つ、ラスパイレス指数ですけども、今100.8%、ほぼ国家公務員と同じような給与体系という形になっております。

人勤の勧告に従わないところは、現在のところまだ情報としては集めておりません。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第70号につきましては、反対討論をいたします。

今回の人勤に基づく給与改正では、職員の給与が総体的に見て減額となりますが、地域では公務員賃金が民間賃金を決める参考になっている場合が多く、人事院勧告で公務員給与が凍結、削減をされた年の翌年は春闘相場も落ち込んでいるという実情があります。公務員の賃金引き下げは民間労働者の賃下げに波及をし、結果的に地域経済などに悪影響を与えるという点から、この議案については賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） また、山路議員も討論いたしましたが、地方公務員については労働基本権としてスト権というのが認められておりません。こういう状況の中で、国が決めた人勤で給与の引き下げがこの7年の間、職員給与が毎年平均すると引き下げられております。本来、一度支給したものをさかのぼって返してもらうとか、ある一定期末、勤勉手当を引き上げてからいいじゃないかというような考え方がありますが、一度支給したものを調整して逆に給与を引き下げることについては給与原則から反することです。こういう公務員の仕事も、さ

きの一般質問でもしましたけど、公務員の仕事というのは大変な仕事です。そういう状況の中で、日本全国の公務員の給与の引き下げというのはより一層不況を与えるものであります。

また、関連する問題がありますが、職員の給与は引き下げて、四役や議員の給与が太宰府市では次の条例案で出てきておりまして、やはり職員が痛みを感じるならば四役、議員もそれに準じるのが基本だと思っておりますが、太宰府市の場合は職員だけに痛みを押しつけるという内容になっておりますので、私は職員給与の条例の一部改正については賛成はできません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時15分

~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第5、議案第71号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第73号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第7までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第71号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第73号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案を一括してご説明申し上げます。

先ほど、一般職の職員についてご説明申し上げましたように、今回の人事院勧告に関連して改正を行うものであります。

改正の内容ですが、議会議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、国家公務員の特別職の職員の例に準じて、12月の支給割合の現行の1.7から0.05引き上げて1.75といたします。これにより、議会議員につきましては平均で2万7,200円の増額、特別職及び教育長につき



ましては平均で4万8,500円の増額となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、議案第71号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第73号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までは、質疑の後、委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

直ちに質疑を行います。

議案第71号について質疑はありますか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、先ほど可決しましたが、国の人勧によって職員の期末、勤勉手当部分が0.05月分調整されておりますが、春日市ではやはり一般職がそういう状況で引き下げられる、それと同時に0.05月分の問題がありまして、原則、市民に説明ができるとして、特別職報酬審議会が開かれております。短時間ですが、そういう特別職に対する0.05月分、こういう引き上げが行われるならば0.3%の引き下げも特別職に行うべきだという形で、そういう差し引きが行われておりますが、太宰府市は特別職報酬審議会をなぜ開かなかったのか、その辺の説明を求めたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 特別職の報酬審議会については、報酬のあり方について答申をもらって、諮問をするという形になっております。例年、この期末手当あるいは勤勉手当の改正については、職員の例によりまして上げ下げを自動的に行うという形にしておりまして、今回は期末、勤勉手当の引き上げがあったために、それだけでは報酬そのものは扱えませんので、報酬審議会に諮問しなかったという形で開催はなかったということでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、市長から提案理由がありましたが、職員は下がって四役と議員だけは上がるという金額の大きな部分がありましたが、やはり特別職についても0.3%引き下げるとというのが原則じゃないでしょうか。ただ慣例ということは、そういう慣例がどんどん先行することは余り好ましくないんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 私の方からご説明をしたいと思います。

職員の給与につきましては、今ご指摘がっておりますように、人事院勧告、当市が小規模

というようなことで人事委員会を置いていないと、そういった地方公務員については国に準じるというような形の中で行う。その人事院の背景は何かといいますと、民間の大企業あるいは企業との給与格差が5%以上開いたときにおいて、給与勧告がなされます。景気の良いときについては逆に上がります。民間の差がある場合にあっては、こういった経済の低迷状態の場合にありましては、そういった格差をなくすために人事院勧告で減ずるといった形になっております。それが職員の給与決定の原則でございます。

片や、特別職あるいは議員の皆様方におかれましては、その職員との均衡バランス、本市の場合におきましては収入役あるいは職員の最高号級の給与者との差がどの程度開いておるか等によって、その特別職の報酬審議会を開催するかどうかの判断の一つの目安になっております。本市の場合にありましては、職員にありましては年々景気の良いとき等々については人事院勧告の中で推移、今申し上げましたように上がっているというような状況でございます。増額でございます。本市の特別職あるいは議員におきましては、たしか平成11年に特別職の報酬の審議会を開催しまして増額を行ってございました。それ以降、据え置きのご状況でございます。そういったことから、結論的に申し上げますと、給与の決定の原則が異なるということによって、今後平成18年度の予算編成も行っているわけでございますけれども、まずもって、私どもの基本の考え方は行政の事務事業のあり方、手法等を見直すあるいは経費の徹底した削減を行うと。それでもまして、平成18年度の予算が組めないというような状況になりましたら、今申し上げておりますように報酬、これは特別職あるいは議員の皆さん方の報酬も含めて見直すことはあり得ると。最大限私どもは市民にしわ寄せの起こらないような形の中で、まずもっては行政の事務事業の経費を切り詰め、そして手法を見直して新年度予算等についてもクリアできるような方向の中で、抜本的なところにメスを入れて行っているような状況でございます。

以上で説明終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第71号、議案第72号及び議案第73号は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5から日程第7までは、総務文教常任委員会に審査付託し審査いただきましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本会議を再開しまして、議案が提出されて議案第70号は可決をいたしました。議案第71号から議案第73号まで総務文教常任委員会に審査付託をされました。本日、委員会付託されました議案第71号から議案第73号まで、皆さんに時間をいただきまして総務文教常任委員会全員出席のもと審査をいたしました。

内容については、本会議にて市長から説明があり、委員から、また総務部長、助役からの回答をいただいております。その中で、まず議案第71号については、再度執行部から説明を求め、片井、渡邊委員から質疑を受けました。質疑の内容につきましては、本会議で質疑を行った確認の内容、近隣の状況等説明を受けました。こういう状況の中で、渡邊美穂委員から委員の皆さんに現在配付されております議案第71号に対する修正案が提出をされました。この修正案に対して、委員に質疑を許可いたしました。委員からの質疑はありませんでした。よって、委員会としては討論を許可し、片井委員から討論が行われました。討論を終わり、採決を行いました。まず、修正案については少数で否決されました。よって、原案の採決を行った結果、議案第71号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第71号の報告を終わります。

同じく委員会に付託されました議案第72号につきましては、特別職、市長、助役、収入役の給与の一部を改正する内容であります。これも同じく本会議で春日市と比較された内容をもとに説明、質疑が片井委員、渡邊委員から行われました。そして、質疑を終わり、提出された修正案に対する質疑を委員に許可いたしました。この修正案に対する質疑もなく、討論は片井委員から行われました。その後、採決を行いました。結果は少数で否決であります。よって、修正案が否決されたために、原案に対する討論を許可いたしました。原案に対する討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第72号の報告を終わります。

議案第73号は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について審議を行いました。執行部の説明については、議案第71号、議案第72号と同じということであり、これに対する質疑はありませんでした。直ちに渡邊美穂委員から出された修正案の審議を行いました。委員から質疑もなく、直ちに採決を行いました。採決の結果、少数否決であります。よって、原案についての採決を行いました。原案については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番(渡邊美穂議員) 私は、反対の立場から討論をさせていただきます。

現在、市長は市民と協働でまちづくりを行っていきたいとおっしゃっておられます。また、市民に今痛みをというふうにもおっしゃっておられます。私は個人の考えですが、市民と協働でまちづくりを行うためには、痛みや喜びをともに感じ合うことがまず最低のところではないかというふうに感じています。

そういった現状の中で、四役の方とそして議員の報酬が、これは額の問題ではなく増額をするというその姿勢が、今市民にはとても受け入れがたいものではないかというふうに私は感じております。したがって、私の修正案におきましては、その実施日を延期することを提案をさせていただきましたが、それはちょっと委員会の方でも否決をされました。しかし、この現状におきましては市民感情からしても、また職員の方も給与の引き下げという現状がありますので、こういった中でこの増額ということは受け入れがたい状況ではないかということで、この議案第71号につきましては反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第71号、それからあとの議案第72号、議案第73号も同様ですけれども、反対の立場から討論をいたします。

内容は、先ほど説明がありましたように、議員の期末手当を0.05月分引き上げるという内容ですが、市の財政が厳しいから市民にも痛みをといっておきながら補助金あるいは減免額の見直しなどを行っておりますし、また庁舎内においても職員の皆さん、ケチケチ作戦を実施し経費の削減に力を入れておられます。そんな中で、議員をはじめ市四役の手当の引き上げを認めることは到底できることではありません。ましてや今回職員の給与は引き下げとなるのに、これを議会

が認めてしまえば職員の士気にも影響を及ぼすことになり、何より市民の理解は得られないと思います。特別職の報酬に手をつけるのは最後の手段だと言われましたが、私は今回これを提案をするなら、春日市のように報酬引き下げとセットで出すべきだったろうというふうに思います。そういう姿勢を市長自らが職員に対して示すべきではないでしょうか。したがって、先ほども申し上げましたように、議案第72号、議案第73号についても同じ理由で反対をいたします。

それから、ほかの自治体では、今回この人勤の関連については臨時議会が開催をされておりますが、なぜ本市では臨時議会が開かれなかったのか。やはりこのような重要な議案は臨時議会をきちんと開くべきだということをあわせて指摘をいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この議案が出てきまして議会運営委員会にて、委員長にこの議案については即決でなくやはり委員会に付託をしていただき、内容の審査をするようお願いしました。議会運営委員会では所管の常任委員会に付託することで決定し、委員会では各委員から質疑をいただき、審査を行いました。

内容については、今山路議員が討論した内容と同じであります。私も態度表明をさせていただき、関連する議案第71号、議案第72号、議案第73号について、内容的なものは同意できませんので、態度表明だけを行っておきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり議案第71号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前11時26分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これは第71号議案から第73号議案とも関連いたしますが、私はこの第72号議案に対し、反対の立場から討論いたします。

今回の人事院勧告の主なねらいは官民格差の解消をすることを基本にし、地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映など公務員の給与構造の全体的な見直しがなされています。平成11年から平成15年まで公務員の給与は5年連続で年間給与が減少し

ていますが、さらに今回の人事院勧告で市の職員給与は減少することとなります。

一方、今回の勧告の中で、特別給、ボーナスについては民間に合わせた結果、0.05か月分の引き上げとなり、この第72号議案のとおり、市長をはじめ四役、議員の期末手当の額も引き上げられることとなります。

そのような状況の中、今回この勧告を近隣の自治体はおおむね勧告どおり可決しておりますが、その背景は太宰府市と全く異なり、既に四役の給与を引き下げ、公用車の廃止など市長自ら財政再建へ姿勢を示し、歳出削減への取り組みがなされています。また、今回の勧告を受け入れる前提として、市長自ら平成18年度の給与引き下げを明言しているところもあります。

太宰府の厳しい財政状況が市民への影響となって様々な分野に及ぶ中、この勧告を受け入れた後も現状のままでは市民の理解を得ることはまず不可能だと考えます。さらに、市民のニーズと財政難の狭間で予算編成にご苦労されている担当職員的心情を思うとき、結果として特別職のみが引き上げとなる今回の勧告を受け入れることは市職員の士気にも多大な影響を及ぼし、そのことも大変危惧します。

人事院勧告は尊重しなければなりません。平成18年度の予算編成に当たり、歳出削減への姿勢を市長がまず示され、強いリーダーシップを発揮されますことを強く要望し、反対討論いたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり議案第72号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前11時28分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり議案第73号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前11時29分

~~~~~

日程第8から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第8、議案第74号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第13、議案第79号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第13までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第74号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第79号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」まで6議案につきましては、先ほどご審議いただきました議会議員及び職員の給与等に関する条例改正に伴うものと当初予算編成以降の職員の異動等による人件費の補正になりますので、一般会計、特別会計及び企業会計の全体予算を一括してご説明申し上げます。

まず、条例改正に伴いまして、議会議員の期末手当で54万4,000円を追加、四役の期末手当で19万4,000円を追加し、一般職員では給料が181万2,000円の減、勤勉手当が810万5,000円の追加となり、4月から11月までの官民格差相当分の調整で567万4,000円の減、及び扶養手当等で111万2,000円を減額し、合計では24万5,000円の追加となっております。

次に、職員の休職及び退職等により1,239万7,000円の減、並びに共済組合長期追加負担金の精算に伴い1,652万9,000円の減、及び特別会計繰出金248万4,000円の減により、総額で3,116万5,000円を減額いたしております。

これにより、会計ごとの補正額といたしましては、一般会計で3,051万3,000円の減、国民健康保険事業特別会計では346万6,000円の追加、老人保健特別会計で207万1,000円の減、介護保険事業特別会計で387万9,000円の減、水道事業会計では117万7,000円の減、及び下水道事業会計で300万9,000円の追加となっております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8から日程第13までは委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第74号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) まず、これだけの減額についてですね、説明で繰入金の関係がありますが、職員の方が年度途中にお二人亡くなっておられるんですかね。だから、この金額的には給与の0.3%の部分と差し引きの部分で大きな金額が出ておりますが、この職員の実質的な減額の部分と職員の亡くなられた部分とがありますが、こういうものまで含めてるといふうに受けとめておりますが、この内容の報告ができますか。

議長(村山弘行議員) 総務部長。

総務部長(平島鉄信) 12月のこの給与改定のときに合わせまして、職員の異動あるいは退職あるいは病気休暇で休職扱いになった場合の給与が下がった分、あるいは育児休暇といたしまして、今無給の休暇がとれるようになっておりますけれども、そういうものをあわせて通例調整させていただいております。

今回、議会議員の期末手当で約54万4,000円の増額にいたしております。四役の期末手当の増額は19万4,000円、一般職では今度給与改定ではマイナスの49万3,000円という形になっておりまして、そのほかには退職者が1人でございます。病気休暇で休職になった方がお二人、育児休暇が4人ということになってまして、再任用に、当初予算やめられる方が再任をされるだろうというようなことで予定しておりました方が、お二人の方が再任用の就職を出されなかったという形で今回調整いたしております。そのほか、ポンプ操法あるいは火事の災害が多かった分、時間外、職員が出ますもんですから、災害が多かった分で少し超過勤務手当を扱ったという形でしておりまして、合計がこの記載している合計額になるものでございます。

議長(村山弘行議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 今、議案第71号の部分もありまして、この給与の引き下げにより国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計の職員給与と費がありますが、今総務部長から説明を受けた部分については当然減額補正という状況になることは明らか



になっておりますから、説明を受けた部分以外の職員に影響を与えることについて反対をしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私は賛成の立場から討論はさせていただきますが、ただし私自身も議案第71号から議案第73号につきましては反対をしておりましたので、この部分以外につきましては補正予算には賛成だという立場で討論させていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第75号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第76号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立であります。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時38分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第77号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立であります。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時38分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第78号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時39分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第79号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 下水道事業会計も職員給与の引き下げになるものですから、これに対してまず初めに討論しなきゃいけませんでしたが、上下水道事業会計もやはり職員が人勤に基づいて給与の引き下げになるということで賛成できないという態度表明をしておきたいと思えます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時40分

~~~~~

日程第14 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府史跡水辺公園についてはシンコースポーツ株式会社九州支店、北谷運動公園については太宰府市

文化スポーツ振興財団が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第81号「市道路線の廃止について」及び日程第16、議案第82号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第81号及び議案第82号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第81号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回、廃止を提案しております日焼・宮ノ本線のほか14路線につきましては、佐野土地区画整理事業により路線が完成しましたことから、暫定的に供用しておりました路線を廃止するものであります。なお、完成後の路線につきましては、議案第82号で認定を提案いたします。

また、久保田2号線、久保田井堰線につきましては、御笠川の河川拡幅事業により路線を廃止するものであります。

それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき路線廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第82号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております久保田9号線のほか4路線につきましては、開発により帰属を受けた路線であります。

また、佐野土地区画整理事業6号線のほか28路線につきましては、土地区画整理法第106条第2項に基づき管理を引き継いだ路線であります。

なお、長ヶ坪・野口線、干首線につきましては、佐野土地区画整理事業により路線の起点が変更になり、再認定をする路線であります。

それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第17から日程第28まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第17、議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第28、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第28までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第83号から議案第94号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

平成17年10月11日に築上郡の新吉富村と大平村が合併し、新たに上毛町が設置されたことに伴い、福岡県自治振興組合を組織する市町村数に増減が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、現在の85から1減少して84となっております。

次に、議案第84号から議案第93号までをご説明申し上げます。

平成18年2月11日に鞍手郡宮田町と同郡若宮町が合併し、宮若市となることをはじめ、3月27日にかけて市町村の合併の特例に関する法律の第9条の2第1項の規定により、その他県内市町村の5つの合併が行われることにより、福岡県市町村職員退職手当組合及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の構成団体に増減が生ずることに伴い、増減に関する協議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

本案も、議案第83号と同じく、新たに上毛町が設置されたことに伴い、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数に増減が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第29 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」ご説明申し上げます。

市民が安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりは、市民の共通の願いであります。本案は、このまちづくりの基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、市、市民及び事業者等がより連携し、協働して安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって現在及び将来の市民一人ひとりが安全に安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的に制定するものであります。

なお、施行日につきましては、平成18年4月1日からといたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第30 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第30、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例は、本市の男女共同参画施策に法的根拠を持たせるとともに、さらに市民、事業者と一緒に男女共同参画を推進していくという本市の姿勢を改めて明確に示すことで、本市における男女共同参画社会の形成を図るために制定するものでございます。

この条例を提案するに当たっては、本市男女共同参画審議会に諮問し、いただきました答申をもとに検討してまいりました。男女共同参画社会基本法第9条では、地方公共団体の責務が

定められておりますが、住民に最も身近な市の条例としては、答申にも示されたように、男女共同参画社会基本法の理念及び趣旨にのっとることを旨とし、さらに同基本法を具体化し、男女共同参画施策に係る苦情の処理と人権侵害からの救済を図る仕組みをつくることに重要な意義があるものと考えております。

内容につきましては、第1章の総則で制定目的、用語の定義、男女共同参画社会の基本理念、その実現のための市、市民、事業者の責務、性別による差別的取り扱いの禁止を定め、第2章では男女共同参画を推進する基本的施策を示し、その総合的、計画的な実施を図るため、基本計画の策定及び実施体制の整備について定めています。第3章では、男女共同参画施策に係る苦情を処理し、性差別等による人権侵害から被害者を救済するため、男女共同参画推進委員の設置を定め、第4章では苦情処理及び人権救済の手続を定めています。第5章は、条例の施行に関する委任規定であり、全33条で構成しています。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第31から日程第41まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第31、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第41、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第31から日程第41までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第97号から議案第107号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに、様々な分野でNPO法人やボランティアによる市民公益活動が活発になり、新たな公共サービスの担い手として社会的に期待されております。

地方分権時代の今日、様々な主体と行政との協働が求められており、本市といたしましてもNPO法人やボランティアが活動しやすい環境づくりを整備していく必要があります。

このため、いきいき情報センター内に公の施設として太宰府市NPO・ボランティア支援セ

ンターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。また、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備をあわせて行うものでございます。

次に、議案第98号「太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文及び使用料金表の整備を行うものでございます。

次に、議案第100号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例」から議案第103号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例」までをご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文及び使用料金表の整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、小・中学生などの使用料を明確に条文化したものでありますが、議案第102号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例」においては、太宰府南小学校における徴収対象施設を除く施設について、小・中学生の使用料を明確に条文化したものであります。

次に、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、使用料金表の整備を行うとともに、都市計画法の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

改正の内容の1点目は、女性センタールミナスの設置目的に男女共同参画社会の形成を規定し、事業内容にその事業を加えるものでございます。これは、働く婦人の家として女性労働者の福祉増進を目的として事業を行うに当たりまして、その延長線として男女共同参画社会の形



成を図り、関連事業を実施する旨を規定するものでございます。

改正内容の2点目は、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第42から日程第45まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第42、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第45、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第42から日程第45までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第108号から議案第111号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、緊急を要し既決予算では対応できないもの及び入札減などによって生じました不用額について計上させていただいております。

主なものといたしましては、佐野地区の住居表示施行に伴う審議会開催費用、子育て支援センター開設のための改修工事費用、通古賀地区都市再生整備事業関連として半田橋の改良工事費と関屋・正尻線の用地購入費、小・中学校の学級増に伴う教室等の改良工事費などを追加計上いたしております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億9,989万4,000円を追加させていただき、予算総額を207億6,745万5,000円といたしております。

また、あわせて通古賀地区都市再生整備事業の繰越明許費、並びに指定管理者制度導入による水辺公園と北谷運動公園の指定管理料及び太宰府館の施設管理委託料などの債務負担行為について補正させていただいております。

次に、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算について、それぞれ2億8,822万7,000円を追加し、予算総

額を54億1,918万5,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費における療養給付費及び高額療養費並びに療養給付費等国庫負担精算返還金の増額によるものであります。

歳入につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費交付金の増額及び三位一体の改革に伴う県財政調整交付金の新たな交付が主なものとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ6億7,048万9,000円を追加し、予算総額を58億5,408万9,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、医療費6億7,000万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、主に社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金及び公費負担金で、歳出の同額を計上いたしております。

次に、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,803万8,000円を追加し、予算総額を32億1,778万4,000円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成16年度介護給付費が確定したことによる返還金及び介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものであります。また、介護保険システム改修委託料の入札による減額及び介護認定審査会共同設置負担金の増額によるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、平成16年度からの繰越金及び一般会計からの事務費繰り入れの減額を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月5日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後0時03分

~~~~~